地域子ども・子育て支援事業の提供体制

		事業名	校区	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
		小野小学校	低学年	人08	100人	100人	95人	95人
	(のびのびクラブ)	高学年	7人	10人	9人	人8	人8	
		小野東小学校	低学年	125人	135人	135人	130人	130人
	(すくすくクラブ)	高学年	9人	10人	10人	10人	9人	
		河合小学校	低学年	40人	42人	42人	41人	40人
		(わくわくクラブ)	高学年	1人	1人	1人	1人	1人
	放課後児童	来住小学校	低学年	25人	25人	23人	21人	21人
	健全育成事業	(ほのぼのクラブ)	高学年	人0	人0	人0	人0	人0
(アフター スクール事業)	市場小学校	低学年	60人	75人	75人	70人	70人	
	スクール争未り	(にこにこクラブ)	高学年	2人	2人	2人	2人	2人
		大部小学校	低学年	57人	58人	55人	54人	54人
3		(きらきらクラブ)	高学年	2人	2人	2人	2人	2人
		中番小学校	低学年	18人	17人	16人	15人	14人
		(すきっぷクラブ)	高学年	人0	人0	人0	人0	人0
		下東条小学校	低学年	20人	18人	16人	16人	16人
		(なかよしクラブ)	高学年	人0	人0	人0	人0	人0



事業名		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
利用者支援事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業		延べ3,758人	延べ3,717人	延べ3,679人	延べ3,634人	延べ3,592人
延長保育事業(時間外保育事業)		400人	390人	380人	370人	360人
一時預かり事業 (幼稚園型)		延べ95人	延べ100人	延べ100人	延べ100人	延べ100人
一時預かり事業(幼稚園型以外)		延べ900人	延べ750人 延べ700人		延べ650人	延べ600人
病児・病後児保育事業		延べ540人	延べ560人	延べ580人	延べ580人	延べ580人
子育て短期支援事業 (子育てショートステイ事業)		延べ50人	延べ50人	延べ50人	延べ50人	延べ50人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター	-事業)	延べ1,172人	延べ1,119人	延べ1,103人	延べ1,060人	延べ1,020人
養育支援訪問事業・子どもを守る地域 機能強化事業	ネットワーク	延べ30人	延べ30人	延べ30人	延べ30人	延べ30人
妊婦健康診査	健診受診者数	280人	275人	270人	265人	260人
对郊庭原 砂县	健診回数	3,3600	3,2800	3,2000	3,1200	3,0400
乳児家庭全戸訪問事業		271人	266人	262人	259人	254人
子育て世帯訪問支援事業		延べ50人	延べ50人	延べ50人	延べ50人	延べ50人
親子関係形成支援事業		10人	10人	10人	10人	10人
妊婦等包括相談支援事業	面談実施 合計回数	600回	580回	560回	5400	5200
	0歳児		13人	13人	12人	12人
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	1 歳児		7人	7人	7人	7人

延べ80人





計画の推進

推進体制の整備と進行管理

庁内関係部局が緊密な連携を図り、全庁的に施策の 推進に取り組んでいきます。また、PDCAサイクルの プロセスを踏まえて計画の進行管理を行います。

産後ケア事業

2歳児

市民及び関係団体等との連携

市民や地域の企業、関係団体等との共通理解や、 関係機関・団体との連携を深め、地域ぐるみでの取組を 推進します。

教育・保育の運営事業者 (幼稚園・保育所・ 認定こども園・学校等)

延べ80人

6人

延べ70人

地域の関係団体、機関 (社協、民生・児童委員、 PTA、児相等)

6人

延べ60人

子ども・子育て会議

小野市

6人

延べ70人

小野市事務局(子育て支援課、学校教育課、健康増進課) 庁内関係部局

第3期 小野市 子ども・子育て支援事業計画【概要版】 令和7年3月

■ 発行:小野市市民福祉部子育て支援課 〒675 -1380 兵庫県小野市中島町531番地 TEL:0794-63 -1000(代表) FAX:0794-63-1990

第3期 小野市 子ども・子育て

だれもが安心してこどもを生み育てることができ、 すべてのこどもが心豊かに成長できるまち



令和7年3月 小野市

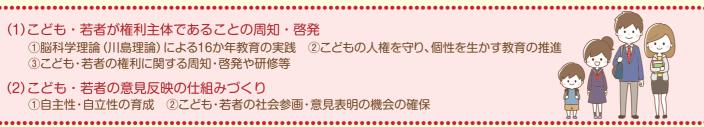
概要版

だれもが安心してこどもを生み育てることができ、すべてのこどもが心豊かに成長できるまち

≫基本目標1 こども・若者を権利主体とした仕組みづくり ~「こどもまんなか社会」の推進~

こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者の最善の利益を図ることの理解促進や、こどもや若者、 子育て当事者の意見を聴き、施策に反映していくための仕組みづくりを進めます。

- (1)こども・若者が権利主体であることの周知・啓発
 - ①脳科学理論(川島理論)による16か年教育の実践 ②こどもの人権を守り、個性を生かす教育の推進
 - ③こども・若者の権利に関する周知・啓発や研修等
- (2) こども・若者の意見反映の仕組みづくり
 - ①自主性・自立性の育成 ②こども・若者の社会参画・意見表明の機会の確保



基本目標2 → ライフステージ (こどもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期) に応じた切れ目ない支援の体制づくり

幼稚園・保育所・認定こども園、学校等の教育機関が相互に連携し、養育力・教育力を高められるよう、総合的な教育環境の整 備に取り組みます。また、保健・医療体制の充実や相談先の充実等、こども・若者の心身の健康維持や増進を図る環境づくり を進めます。

- (1)子育て家庭の健康づくりへの支援、幼児教育・保育事業等の推進【こどもの誕生前から幼児期】
 - ①妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 ②乳幼児期の教育・保育の一体的提供
 - ③教育・保育の質の向上、適切な運営体制の確保 ④多様なニーズに応える保育サービスの充実
 - ⑤ 就学前児童の小学校へのなめらかな接続
- (2)こどもの生きる力を育む環境づくり【学童期・思春期】
 - ①健やかな成長を支える、特色ある体験教育の推進や地産地消への取組 ②こどもの居場所づくり
 - ③不登校・いじめ・ヤングケアラー等への支援の推進 ④こどもの悩みを受け止め励ます相談体制の充実
- (3)次世代の育成・啓発【青年期】
 - ①青少年健全育成の推進 ②若者の就労等支援の充実 ③悩みや不安を抱える若者等に対する相談体制の充実



幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制

本計画の目標

各小学校区に1か所以上の就学前教育施設を設置する。

●認定こども園への移行の推進

本市では、令和7年3月現在認定こども闌は7闌が開設されています。認定こども闌は幼稚園及び保育 所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等に対しても柔軟にこどもの受け入れが可能な施設と 期待されています。既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行については、施設の利用希望に沿って適切な利用 が可能となるよう施設側の意向及び地域性や現施設の老朽化も考慮に入れて、状況に応じ検討を進めます。

●質の高い幼児教育・保育、地域の子育て支援の推進

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、認定こども園・保育所・幼稚園や 地域の子育てサービスが適切に提供されるよう、関係機関と連携を図りながら、幼稚園教諭や保育士・保育教諭をはじめ、 さまざまな教育・保育サービスに関わる人への研修等の機会を提供するなど、市として支援を充実していきます。

定区分	提供 他	設

1号	3~5歳	2号認定以外のこども	幼稚園、認定こども園
2号	3~5歳	家庭での必要な保育が困難として、保育の必要性について 認定を受けたこども	保育所、認定こども園
3号	0~2歳	家庭での必要な保育が困難として、保育の必要性について 認定を受けたこども	保育所、認定こども園 地域型保育給付施設

家庭と社会が相互に養育力を補完し、高め合い、子育ての当事者が経済的な不安や孤立感、負担感を抱くことなく こどもと向き合い、ゆとりを持って子育てを行うことができるよう子育てしやすい環境づくりを進めます。

- (1)子育て家庭への経済的支援等
 - ①手当支給や子育てにかかる負担軽減の実施 ②こども医療助成制度の継続的な取組 ③小児医療体制の充実
- (2)子育て相談、情報提供の推進
 - ①子育で情報の提供 ②子育で家庭の特性に応じた相談体制の充実 ③子育で家庭が集い、情報交換できる場の提供

- (3)支援や配慮を必要とする子育て家庭への支援
 - ①こどもの貧困問題・教育格差の解消に向けた取組 ②ひとり親家庭や経済的困窮状態にある家庭への支援
 - ③虐待防止など要支援児童対策の推進 ④障がいや育てにくさのあるこどもと家庭への支援 ⑤外国につながるこどもと家庭への支援

■基本目標4●》 すべてのこども・若者、子育て家庭を支える仕組みづくり

地域の子育て力の向上に努め、身近な地域において、安心して学び、遊べる、安全な地域環境づくりをより一層進めます。

- ①児童館・公園等安心して利用できる居場所の確保 ②通学時や放課後等における安全な環境の確保
- ③災害・事故や犯罪からこどもを守る体制、地域の見守り体制の充実
- (2)地域の子育て力の向上
 - ①こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 ②PTA、子ども会、民生委員・児童委員等活動の推進
 - ③寺子屋、ファミリー・サポート・センター事業等地域主体の子育て援助活動の推進

» 基本目標 5 h 仕事と子育てを両立させる社会環境づくり

性別にかかわらず、子育てへの意識の向上や、個人や企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。

- (1) 男女共同参画社会の推進
 - ①世代間や個人間で異なる男女共同参画意識の向上 ②再就職・再チャレンジへの取組支援
 - ③男性の育児に対する意識の向上
- (2)子育てと仕事との両立に対する職場理解の促進
 - ①出産・子育てへの職場理解や育児休暇取得の推進 ②仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の促進

量の見込みと確保方策

計画期間における量の見込み(必要利用定員総数)及び提供体制の確保の内容及び実施時期については、 「子ども・子育てに関するアンケート」の結果や、事業の利用実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

幼児教育・保育の提供体制

				令和 /	年度			令机 8 年度						令机 9 年度							令机10		令机11年度								
		1号	2	号		3号		1号	2	号		3号		1号	2	号		3号		1号	2	号		3号		1号	2	号		3号	
		3~5歳(教育のみ)	3~5歳(教育希望)	3~5歳(左記以外)	0 歳	1 歳	2 歳	3~5歳(教育のみ)	3~5歳(教育希望)	3~5歳(左記以外)	0 歳	1 歳	2 歳	3~5歳(教育のみ)	3~5歳(教育希望)	3~5歳(左記以外)	0 歳	1 歳	2 歳	3~5歳(教育のみ)	3~5歳(教育希望)	3~5歳(左記以外)	0 歳	1 歳	2 歳	3~5歳(教育のみ)	3~5歳(教育希望)	3~5歳(左記以外)	0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み (必要利用定員数)		200	13	900	50	170	230	200	13	840	50	170	200	190	12	800	50	160	200	190	10	750	50	140	180	190	9	700	50	130	170
	認定こども園	96	-	586	54	102	143	105	-	611	62	114	159	105	-	625	62	114	159	114	-	635	64	124	171	114	-	580	54	110	147
2	幼稚園	100	-	-	-	-	-	105	-	-	-	-	-	105	-	-	-	-	-	105	-	-	-	-	-	105	-	-	-	-	-
確	保育所	-	-	316	30	80	88	-	-	254	22	60	54	-	-	217	14	47	43	-	-	129	9	20	22	-	-	123	9	20	24
保方	広域 (他市町施設)	0	0	18	2	4	2	0	0	18	2	4	2	0	0	18	2	4	2	0	0	15	2	4	2	0	0	15	2	4	2
	新制度に移行しない幼稚園 (兵教大幼稚園)	6	13	-	-	-	-	6	13	-	-	-	-	6	12	-	-	-	-	5	10	-	-	-	-	5	9	-	-	-	-
	企業主導型保育所等	0	0	1	2	2	1	0	0	1	2	2	1	0	0	1	2	2	1	0	0	1	2	2	1	0	0	1	2	2	1
②計		202	13	921	88	188	234	216	13	884	88	180	216	216	12	861	80	167	205	224	10	780	77	150	196	224	9	719	67	136	174
	2-1	2	0	21	38	18	4	16	0	44	38	10	16	26	0	61	30	7	5	34	0	30	27	10	16	34	0	19	17	6	4